

平成29年第3回熊野町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成29年6月13日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成29年6月28日

4. 出席議員(14名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
8番 民法正則	9番 荒瀧穂積
10番 大瀬戸宏樹	11番 藤本哲智
12番 山野千佳子	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席議員(2名)

7番 時光良造	13番 久保隅逸郎
---------	-----------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄
民生部次長	時光良弘

建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪
会計課長	光本琴音

~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 三村伸一 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~

8. 議事日程(第3号)

開会宣告

日程第 1 諮問第 5号 下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求について  
追加日程第1 報告第 2号 専決処分した損害賠償の額の報告について

~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(山吹) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、14日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長（山吹） これより日程第 1、諮問第 5 号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求についてを議題とします。

本案につきましては、産業建設委員会に付託しておりますので、委員長から審査の報告を求めたいと思います。

民法産業建設委員長。

8 番（民法） 皆さん、おはようございます。

それでは、御報告させていただきます。

平成 29 年 6 月 19 日

熊野町議会議長 山吹富邦様

産業建設委員長 民法正則

#### 委員会審査報告書

本委員会は、平成 29 年 6 月 13 日の平成 29 年第 3 回熊野町議会定例会において付託された次の件について、慎重に審査した結果、別紙のとおり答申すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

諮問第 5 号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求について。

諮問第 5 号、「下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求について」に対する答申。

平成 29 年 6 月 13 日に諮問のあった本件に対する本町議会の答申意見は、下記のとおりである。

#### 記

下水道使用料の賦課に関する処分については、下水道条例において「下水道使用料算定に係る下水道排出量は水道使用水量とする」旨、また「徴収は 1 月ごとに行う」旨が明記されている。また、下水道条例に規定した徴収事務の委任を受けた水道事業代表者は、上水道事業給水条例の定めに従い水道使用量を算出した上で、下水道条例の「水道使用水量を下水道排出量として算定された下水道使用料金」について、下水道使用料徴収事務委任規則に基づいて、審査請求人から徴収したものであり、この水道事業代表者についても、関係する法令、及び町の条例等に反する点は見受けられない。

これらのことから、本件処分については、法令及び条例等に基づき、全ての下水道使

用者と同様に扱われたものであり、違法、不当とは認められず、処分庁が行った処分は妥当である。

したがって、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求については、棄却すべきである。

なお、下水道使用料の算定期間の基準については、利用者に明確に示されるよう意見する。

以上答申する。

平成29年6月28日

熊野町議会議長 山吹富邦

熊野町長 三村裕史様

~~~~~  
議長（山吹） 以上で委員長からの報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより諮問第5号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求について採決します。本案を委員長報告のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 御異議なしと認めます。よって、諮問第5号については、委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

~~~~~  
議長（山吹） お諮りします。町長から報告第2号、専決処分した損害賠償の額の報告についてが提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、報告第2号、専決処分した損害賠償の額の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

た。

~~~~~  
議長（山吹） これより追加日程第 1、報告第 2 号、専決処分した損害賠償の額の報告  
についてを議題とします。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~  
町長（三村） 報告第 2 号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由  
の御説明を申し上げます。

専決処分した損害賠償の額につきましては、平成 29 年 5 月 17 日に、職員が県道矢  
野安浦線の熊野川角バス停付近を公用車で走行中、広島市在住の方が運転する車に追突  
し、車に損害を負わせたものでございます。この事故により、自動車修理費に要した費  
用の 35 万 8,488 円について、損害賠償額として示談が成立したことから、「町長  
の専決処分事項の指定について」第 2 号の規定により、専決処分したものでございます。

ここに報告申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 報告に対する質問はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 9 時 38 分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員